

出産・死亡・訪問看護療養費

子どもが生まれたとき(出産育児一時金)

国保加入者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給されます。妊娠85日以上であれば、死産・流産でも支給されます。(支給額) 488,000円(産科医療補償制度(※)対象の場合は+12,000円)
※産科医療補償制度は、分娩に関連して重度脳性麻痺となった子とその家族への補償制度です。補償対象など、詳しくは分娩機関へお問い合わせください。

直接支払制度について

大半の医療機関では、出産育児一時金を国保から医療機関に直接支払い、その金額分だけ出産費用のお支払い額が少なくてすむようになっています。

上記の「直接支払制度」が利用できない医療機関で出産した場合、申請をすれば一時金が支給されます。また、直接支払制度を利用した場合でも出産費用が一時金の金額を下回る場合は、申請すればその差額が支給されます。

注意1：出産した日の翌日から2年を過ぎると、時効により申請できなくなります。

注意2：前加入健康保険(社会保険)から脱退後、6か月以内の出産は、社会保険から支給が受けられる場合がありますので、社会保険にお問い合わせください。

申請に必要なもの

- 母子健康手帳 ●保険証
- 振込先のわかるもの(世帯主の口座)
- 医療機関での同意書(無ければ国民健康保険課から産院に内容確認をします)
- 医療機関の請求書か明細のわかる領収書
- 死産・流産の場合は「医師の証明書」



死亡したとき(葬祭費 50,000円)

国保加入者が亡くなったときに、葬祭を行った人(喪主)に支給されます。火葬のみでも対象となります。

注意1：葬祭日の翌日から2年を過ぎると、時効により申請できなくなります。

注意2：前加入保険(社会保険)から脱退後、3か月以内に亡くなられた場合、社会保険から支給を受けられる場合がありますので、社会保険にお問い合わせください。

申請に必要なもの

- 喪主の氏名がわかるもの(会葬礼状等)
- 亡くなった人の保険証(亡くなった人が世帯主の場合は、同一世帯の国保加入者全員の保険証)
- 振込先のわかるもの(喪主の口座)
- 喪主の本人確認書類



訪問看護ステーションなどを利用したとき(訪問看護療養費)
在宅で医療を受ける必要があると医師が認め、訪問看護ステーションなどを利用した場合、国保が使えます。保険証を訪問看護ステーションなどに提示してください。

交通事故にあったとき(第三者行為)

交通事故など他人(第三者)の不法行為等によってけがをした場合の治療費は、原則として当事者同士が責任割合に応じて支払うべきものですが、手続きを行うことで一時的に保険証を使って治療を受けることができます。

これは、本来当事者が負担すべきものを国保が一時的に立て替え払いをしているものであるため、後日、国保から第三者に対して、立て替え払いをした分の責任割合に応じた金額を請求します。

保険証を使って治療を受ける際は、必ず国民健康保険課に届出をしてください。

- 1 届出書類(「第三者行為による傷病届」、「事故発生状況報告書」、「同意書」、「誓約書」など)は国民健康保険課にあります。届出書類に必要事項を記入・押印のうえ、「事故証明書(人身事故)」を添えて、国民健康保険課へ提出してください。傷病の状況、相手の保険の状況などを記入していただきます。

- 2 **示談の前に必ず届出をしてください。**
届出前に示談を済ませてしまうと、国保が立て替えた医療費を第三者に請求できなくなる場合がありますのでご注意ください。



保険証が使えないとき

次の場合には、保険証が使えません。

病気とみなされないもの

- 単なる疲労や倦怠
- 健康診断・人間ドック
- 正常な妊娠・出産
- 経済上の理由による妊娠中絶
- 美容整形
- 軽度のシミ・アザ・わきがなど
- 予防注射
- 歯列矯正

ほかの保険が使えるとき

- 業務上(仕事、通勤途上)のけがや病気(労災保険の対象になります)

国保の保険給付の制限

- 本人が酔っぱらってけんかをしたためのけがや病気
- 自分で、わざとした行為や犯罪によるけがや病気

